

日田市規則第12号

日田市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年 3 月27日

日田市長 原 田 啓 介

日田市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

日田市企業立地促進条例施行規則（平成17年規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（指定の申請） 第2条 条例第3条第2項に規定する規則で定める指定の申請は、新設し、<u>増設等し、又は設備更新等</u>をした事業所の操業を開始しようとする日（以下「操業開始日」という。）の前日から起算して30日前の日までに、立地企業指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。ただし、相当の理由があると市長が認めるときは、当該日後においても、これを行うことができる。 (1)～(8) 略	（指定の申請） 第2条 条例第3条第2項に規定する規則で定める指定の申請は、新設し、<u>又は増設等</u>をした事業所の操業を開始しようとする日（以下「操業開始日」という。）の前日から起算して30日前の日までに、立地企業指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。ただし、相当の理由があると市長が認めるときは、当該日後においても、これを行うことができる。 (1)～(8) 略

(奨励措置の申請)

第5条 条例第11条に規定する規則で定める奨励措置の申請は、次の各号に定めるところによる。

(1)及び(2) 略

(3) 条例第5条第4号の通信回線使用料に対する助成の申請
は、各年の適用期間に応じそれぞれ以下に定める時期において行うものとする。各年の適用期間については、1年目は事業所の操業開始日から起算して1年を経過する日まで、2年目は1年目の適用期間終了日の翌日から起算して1年を経過する日まで、3年目は2年目の適用期間終了日の翌日から起算して1年を経過する日までとし、それぞれ当該適用期間の終了日から起算して30日以内に、通信回線使用料助成金交付申請書（様式第5号の2）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

ア 電話及びインターネットの接続に係る契約書の写し

イ 電話及びインターネットの接続に係る支払領収書の写し
又はそれに類する書類

ウ 滞納のない証明書

エ その他市長が必要と認める書類

(4) 条例第5条第5号の新規雇用者に対する奨励の申請は、事業所の操業開始日以後6月を経過した日から起算して30日以

(奨励措置の申請)

第5条 条例第11条に規定する規則で定める奨励措置の申請は、次の各号に定めるところによる。

(1)及び(2) 略

(3) 条例第5条第4号の新規雇用者に対する奨励の申請は、事業所の操業開始日以後6月を経過した日から起算して30日以

内に、雇用奨励金交付申請書（様式第 6 号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。 ア～エ 略 2 略 附 則 （施行期日） 1 略 （失効） 2 この規則は、<u>平成35年 3 月31日</u>限り、効力を失う。 （失効に伴う経過措置） 3 略	内に、雇用奨励金交付申請書（様式第 6 号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。 ア～エ 略 2 略 附 則 （施行期日） 1 略 （失効） 2 この規則は、<u>平成30年 3 月31日</u>限り、効力を失う。 （失効に伴う経過措置） 3 略
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。